

## 飯能市と学校法人聖望学園の連携に関する基本協定書

平成26年 3月19日

飯能市（以下「市」という。）と学校法人聖望学園（以下「聖望学園」という。）は、相互の密接な連携に関し、次のとおり基本協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市と聖望学園との包括的な連携により、人材の育成と地域の発展に寄与することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 市と聖望学園は、次の事項について連携するものとする。

- （1）事業への相互協力に関すること
- （2）地域文化、教育、スポーツ活動の発展と振興に関すること
- （3）環境の保全・創出に関すること
- （4）人材育成に関すること
- （5）国際交流に関すること
- （6）まちづくり、地域活性化に関すること
- （7）その他、聖望学園と市が必要と認める事項

### （協議事項）

第3条 連携協力の内容、方法等については市と聖望学園で協議し、具体的な事業を行う場合は、別に覚書等を締結し実施するものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月末日までとする。ただし、本協定書の有効期間満了日の1か月前までに、市、聖望学園のいずれからも申し入れがない時には、更に5年間自動更新されるものとし、以後同様とする。

### （その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか必要な事項は、市と聖望学園で協議して定めることとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市、聖望学園が署名捺印の上、各々その1通を保有するものとする。

飯能市大字双柳1番地の1

飯能市

飯能市長

大久保 勝



飯能市大字中山292番地

学校法人聖望学園

理事長

神田 秀夫

